

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年8月10日

【四半期会計期間】 第59期第1四半期(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

【会社名】 焼津水産化学工業株式会社

【英訳名】 YAIZU SUISANKAGAKU INDUSTRY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 潤

【本店の所在の場所】 静岡県焼津市小川新町五丁目8番13号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 静岡県静岡市駿河区南町11番1号
静銀・中京銀静岡駅南ビル6階

【電話番号】 054(202)6044

【事務連絡者氏名】 経営統括本部 経理部長 大勝 利昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第1四半期 連結累計期間	第59期 第1四半期 連結累計期間	第58期
会計期間	自平成28年4月1日 至平成28年6月30日	自平成29年4月1日 至平成29年6月30日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日
売上高 (千円)	3,934,556	3,789,990	15,248,181
経常利益 (千円)	214,923	244,492	876,074
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	145,855	165,892	591,592
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	179,655	377,025	806,481
純資産額 (千円)	18,668,904	19,375,012	19,171,621
総資産額 (千円)	22,108,051	22,901,451	22,140,578
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	11.76	13.38	47.71
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	84.4	84.6	86.6

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（自平成29年4月1日 至平成29年6月30日）のわが国経済を取り巻く環境は、政府の経済政策を背景に、雇用・所得環境の改善等による個人消費の持ち直しや企業収益の改善等により緩やかな景気回復基調が続いているものの、中国をはじめとするアジア新興国等の景気の下振れ懸念や欧米の政策に関する不確実性の高まりなど、先行きは依然として不透明な状況となっております。

食品業界におきましては、消費者マインドの持ち直しによる外食の緩やかな増加はあるものの、食の安全・安心に対する意識の高まりもあり、依然として厳しい収益環境が続いております。

このような中、当社グループでは、新中期経営計画「YSK Priority」の2年目にあたり、これまで取り組んできた事業構造改革による“強み分野へ集中”できる体制を土台として、“水産系天然素材メーカーNo.1”を目指した取り組みを進めております。

具体的には、i.収益基盤の確立、ii.新規事業領域の拡大、iii.人・組織機能の強化、の3つの重点施策を更に力強く推進していきます。当社グループの強みである水産系の天然素材を原料とした調味料、機能性食品素材を軸として、国内では食の外部化の進展に対応した中食、外食向けの開発・販売体制を構築すると共に、海外ではASEAN地域を中心として販路の拡大に向けた取り組みを行っております。製造面においては、静岡県内に分散している工場の生産体制の見直しや、主力の掛川工場をより一層“食の安全・安心”を提供できる主要拠点へと進化させるべく、FSSC22000の認証取得に向けた取り組みを進めております。また、人・組織機能の強化においては、生産性の向上を目指し、ワークライフバランスの推進と教育・研修体制の充実を積極的に図ってまいります。

連結売上高につきましては、積極的な新規開拓を進めたものの、前期から引き続き低採算品の統廃合を進めている影響もあり、37億89百万円（前年同期比1億44百万円、3.7%減）の減収となりました。利益面につきましては、製造経費や販売費及び一般管理費の削減に取り組みましたが、連結営業利益は2億17百万円（同4百万円、2.2%減）となりました。連結経常利益は、営業外費用において為替差損が減少したこと等により2億44百万円（同29百万円、13.8%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は1億65百万円（同20百万円、13.7%増）となりました。

セグメント別の業績は以下の通りです。

(調味料)

調味料は、主に加工食品メーカー向けの液体調味料や粉体調味料の製造販売及び各種わさび類他香辛料の製造販売です。売上高は、CVD技術を駆使した調味料加工品が前期に伸長した反動減等もあり18億72百万円（前年同期比74百万円、3.8%減）となり、セグメント利益（営業利益）は売上高の減少に伴い2億16百万円（同5百万円、2.7%減）となりました。

(機能食品)

機能食品は、機能性食品素材及び機能食品の製造販売です。売上高は、機能性素材のアンセリンは堅調な販売が続いているものの、主力のN-アセチルグルコサミン、コラーゲン等が寡占化及び価格競争の激化により末端メーカーの苦戦が続いており8億12百万円（同11百万円、1.4%減）となりましたが、セグメント利益（営業利益）は低採算品の統廃合等の取り組みにより収益性が改善し、1億58百万円（同3百万円、2.2%増）となりました。

(水産物)

水産物は、主に冷凍鮪・冷凍鰹の原料販売並びに加工製品の製造販売です。韓国向け海外販売の減少に加えて、原料高に伴う製品価格値上げの影響から販売数量が減少し、売上高は7億90百万円（同34百万円、4.2%減）となりました。セグメント利益（営業利益）は、販売費及び一般管理費の削減に取り組んだものの売上高の減少に伴い1百万円（同6百万円、79.7%減）となりました。

(その他)

その他は、化粧品通信販売及びその他商品の販売ですが、前期末に化粧品通信販売を子会社のUMIウェルネス㈱に集約しましたが販売品目の整理により、売上高は3億14百万円(同23百万円、6.8%減)、セグメント利益(営業利益)は化粧品通信販売に係る広告宣伝費の減少等により22百万円(同19百万円、844.6%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産の総額は、前連結会計年度末に比べ7億60百万円増加し、229億1百万円となりました。

流動資産は、現金及び預金が4億75百万円、受取手形及び売掛金が2億27百万円増加した一方、商品及び製品が1億4百万円減少したこと等により5億64百万円増加し、138億45百万円となりました。

固定資産は、保有株式の株価上昇により投資有価証券が3億4百万円増加した一方、期中の減価償却が設備投資を上回り有形固定資産が1億35百万円減少したこと等により、1億96百万円増加し、90億56百万円となりました。

流動負債は、支払手形及び買掛金が1億87百万円、短期借入金が1億50百万円増加したこと等により4億66百万円増加し、30億64百万円となりました。

固定負債は、繰延税金負債が92百万円増加したこと等により90百万円増加し、4億62百万円となりました。

純資産は、親会社株主に帰属する四半期純利益が1億65百万円となった一方、配当金の支払い1億73百万円により利益剰余金が7百万円減少したものの、その他有価証券評価差額金が2億11百万円増加したこと等により2億3百万円増加し、193億75百万円となりました。

この結果、自己資本比率は84.6%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

(対処すべき課題)

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為(下記「a」に定義されます。以下同じとします。)について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、それが当社の企業価値の向上又は株主の皆様共同の利益に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社が長年にわたり培った企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者又はグループが当社の議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することで、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び定款によって許容される限度において当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

基本方針の実現に資する取組み

当社は、基本方針の実現に資する取組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めております。

イ. 3カ年中期経営計画「YSK Priority」

当社グループは、平成28年度から平成30年度までの3カ年中期経営計画「YSK Priority」を策定し、新たな価値を創造し続けるグローバルな企業を目指し、本3カ年中期経営計画に基づき、“強み分野への集中”と位置付けて、3つの柱((i)収益基盤の確立、(ii)新規事業領域の拡大、及び(iii)人・組織機能の強化)に経営資源(人・物・金)を集中投入し、成長戦略を描いていくことを基本方針とし、これらに注力することで、当社グループの企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めています。

(a) 収益基盤の確立

事業構造改革による低採算事業の整理や資産のスリム化を受け、当社グループの強みである水産系の天然素材を原料とした調味料、機能食品に注力してまいります。過去からの技術と品質に裏付けされた開発・生産体制の下、営業力の強化を図り、より強固な収益基盤の確立を目指します。

安定稼働に目途が立った掛川工場（静岡県掛川市）は、さらなる品質の安定を確保するしくみを構築し、より一層「食の安全・安心」を提供できる主要生産拠点に進化させます。

(b) 新規事業領域の拡大

経済成長と日本食の人気の高まりつつあるASEAN地域での販路拡大を目指し、経営資源を集中投下して、拠点開設に向けた具体的なステップに移行します。現地に密着した活動により水産系の調味料の需要掘り起こしを進めるほか、機能食品ではASEAN各国のローカルニーズの取り込みを図り、成長分野に育成するべく販路拡大に取り組みます。

通信販売によるB to C事業においては、素材開発から末端販売までの一貫体制を強みとして、食品分野に限らず広く市場に付加価値を訴求しながら事業の拡大を図ります。

(c) 人・組織機能の強化

変化の激しい経営環境にあって、当社グループの経営基盤をより盤石にすることを旨とし、それを支える人・組織の機能を整備・強化してまいります。新中期経営計画の推進には、当社グループ全体が有機的に行動できる労働環境整備が必須であり、今後の労働人口の減少トレンドを見据え、教育体系を含む人材育成プログラムを再構築を行い生産性向上に取り組んでまいります。

ロ．コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーから一層の期待と信頼を獲得するために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレートガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けています。その詳細につきましては、平成29年6月28日に公表いたしました「コーポレートガバナンス報告書」をご参照ください。基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、平成27年5月8日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、平成27年6月26日開催の当社第56期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの概要は、以下のとおりです。

イ．本プランの目的について

当社は、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会（下記ロeに定義されます。以下同じとします。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいいます。）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の継続が必要であるとの結論に達しました。

以上の理由により、当社取締役会は、株主総会において本プランによる買収防衛策の継続をお諮りすることを決定し、平成27年6月26日開催の第56期定時株主総会にて、株主の皆様のご承認をいただきました。

ロ．本プランの内容について

a．対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の(a)ないし(c)のいずれかに該当する行為(ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。)又はその可能性のある行為(以下「大規模買付行為」と総称します。)がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- (a) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (c) 上記(a)又は(b)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数の場合を含みます。以下本(c)において同じとします。)(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主に限ります。)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

b．意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名捺印のなされた書面及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書(以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。)を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。

c．大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、大規模買付情報を提供していただきます。当社取締役会又は特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。

d．取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

e．特別委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続にあたり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役並びに社外有識者の3名以上から構成される特別委員会(以下「特別委員会」といいます。)を設置します。

f．特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメーラーである等一定の事情を有していると認められる者であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に向うべく当社株主総会を招集することができるものとします。

g．対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。ただし、会社法その他の法令等及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

八．本プランの有効期間並びに継続、及び廃止について

本プランの有効期間は、当社第56期定時株主総会において本プランによる買収防衛策継続に関する承認議案が承認可決された時点から当該定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者又は当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は(ii)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

上記の取組みについての取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、本プランは、当社グループの企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的とするものであり、基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは(i)株主、投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高めるため、事前の開示がなされていること、(ii)本プランの存続が株主の皆様ご意思に係らしめられていること、及び(iii)経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動の是非を判断する場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること等から、当社取締役会は、本プランは当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の取締役の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、37百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,056,198	13,056,198	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	13,056,198	13,056,198	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日	-	13,056,198	-	3,617,642	-	3,414,133

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することが出来ないことから、直前の基準日（平成29年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 656,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,383,900	123,839	1単元の株式数 100株
単元未満株式	普通株式 15,898	-	-
発行済株式総数	13,056,198	-	-
総株主の議決権	-	123,839	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権の数1個)含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、自己株式が57株含まれております。

【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
焼津水産化学工業 株式会社	静岡県焼津市小 川新町五丁目8 番13号	656,400	-	656,400	5.0
計	-	656,400	-	656,400	5.0

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、芙蓉監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,066,988	7,542,575
受取手形及び売掛金	3,305,094	3,532,118
商品及び製品	919,161	814,234
仕掛品	75,652	117,317
原材料及び貯蔵品	1,740,930	1,711,753
繰延税金資産	61,624	61,960
その他	114,539	68,862
貸倒引当金	3,400	3,400
流動資産合計	13,280,591	13,845,422
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,370,081	2,322,829
機械装置及び運搬具(純額)	1,420,662	1,335,890
土地	2,813,263	2,813,263
リース資産(純額)	18,441	16,248
その他(純額)	45,931	44,568
有形固定資産合計	6,668,382	6,532,800
無形固定資産	18,905	17,356
投資その他の資産		
投資有価証券	1,815,836	2,120,319
退職給付に係る資産	189,315	190,830
繰延税金資産	18,687	18,569
その他	153,282	180,473
貸倒引当金	4,421	4,321
投資その他の資産合計	2,172,700	2,505,871
固定資産合計	8,859,987	9,056,028
資産合計	22,140,578	22,901,451

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,164,775	1,352,342
短期借入金	740,000	890,000
リース債務	7,751	7,226
未払法人税等	117,827	93,145
未払消費税等	26,406	76,257
賞与引当金	119,106	195,122
役員賞与引当金	-	6,951
その他	421,507	443,269
流動負債合計	2,597,374	3,064,314
固定負債		
リース債務	11,995	10,188
繰延税金負債	334,066	426,535
退職給付に係る負債	22,671	22,549
長期未払金	2,850	2,850
固定負債合計	371,582	462,123
負債合計	2,968,957	3,526,438
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,617,642	3,617,642
資本剰余金	3,414,133	3,414,133
利益剰余金	12,120,085	12,112,381
自己株式	623,306	623,344
株主資本合計	18,528,555	18,520,813
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	643,066	854,199
その他の包括利益累計額合計	643,066	854,199
純資産合計	19,171,621	19,375,012
負債純資産合計	22,140,578	22,901,451

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
売上高	3,934,556	3,789,990
売上原価	2,971,486	2,858,301
売上総利益	963,069	931,689
販売費及び一般管理費	740,184	713,755
営業利益	222,885	217,933
営業外収益		
受取利息	137	98
受取配当金	12,967	14,786
受取賃貸料	29,492	28,552
貸倒引当金戻入額	986	100
その他	11,590	11,538
営業外収益合計	55,174	55,075
営業外費用		
支払利息	789	1,383
為替差損	17,734	255
たな卸資産廃棄損	1,265	-
租税公課	4,513	3,060
減価償却費	23,262	19,890
その他	15,569	3,927
営業外費用合計	63,136	28,516
経常利益	214,923	244,492
特別利益		
固定資産売却益	620	2,593
新株予約権戻入益	680	-
受取補償金	-	8,109
特別利益合計	1,300	10,702
特別損失		
固定資産除却損	24	0
災害損失	-	6,993
会員権売却損	-	20
特別損失合計	24	7,013
税金等調整前四半期純利益	216,199	248,181
法人税等	70,344	82,288
四半期純利益	145,855	165,892
親会社株主に帰属する四半期純利益	145,855	165,892

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益	145,855	165,892
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	33,800	211,132
その他の包括利益合計	33,800	211,132
四半期包括利益	179,655	377,025
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	179,655	377,025
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	
1. 税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
減価償却費	158,867千円	137,180千円
のれんの償却額	382千円	382千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

配当に関する事項

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月12日 取締役会	普通株式	173,597	14	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

配当に関する事項

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月19日 取締役会	普通株式	173,596	14	平成29年3月31日	平成29年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

・前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	調味料	機能食品	水産物	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	1,947,566	824,747	825,083	3,597,397	337,158	3,934,556	-	3,934,556
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	2,123	2,123	-	2,123	(2,123)	-
計	1,947,566	824,747	827,207	3,599,520	337,158	3,936,679	(2,123)	3,934,556
セグメント利益	222,704	155,189	8,292	386,185	2,356	388,542	(165,656)	222,885

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他商品等であります。
 2. セグメント利益の調整額165,656千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務、経理部門等管理部門に係る経費であります。
 3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

・当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	調味料	機能食品	水産物	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	1,872,924	812,902	790,094	3,475,920	314,070	3,789,990	-	3,789,990
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	3,686	3,686	-	3,686	(3,686)	-
計	1,872,924	812,902	793,780	3,479,607	314,070	3,793,677	(3,686)	3,789,990
セグメント利益	216,778	158,582	1,687	377,048	22,261	399,309	(181,375)	217,933

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他商品等であります。
 2. セグメント利益の調整額181,375千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務、経理部門等管理部門に係る経費であります。
 3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	11.76	13.38
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	145,855	165,892
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	145,855	165,892
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,399	12,399

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(第三者割当による自己株式の処分)

当社は、平成29年8月4日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしました。

1. 本自己株式処分の概要

- (1) 処分期日 : 平成29年8月23日
- (2) 処分株式数 : 30,000株
- (3) 処分価額 : 1株につき1,230円
- (4) 資金調達額 : 36,900,000円
- (5) 処分方法 : 第三者割当による処分
- (6) 処分予定先 : 三井住友信託銀行株式会社

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、当社の株式価値と監査等委員でない取締役(社外取締役を除きます。以下「取締役」といいます。)の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落のリスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議し、平成29年6月28日開催の第58期定時株主総会において承認決議されました。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託(受託者:三井住友信託銀行株式会社、再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)に対して行うものであります。

2 【その他】

平成29年5月19日開催の取締役会において、平成29年3月31日の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額 173,596千円
- (ロ) 1株当たりの金額 14円
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成29年6月29日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8月 7日

焼津水産化学工業株式会社
取締役会 御中

芙蓉監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 潤 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 信行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている焼津水産化学工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、焼津水産化学工業株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。